

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する 木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領

新潟県森林組合連合会

第一 目的

本実施要領は、新潟県森林組合連合会（以下「本会」という）が平成24年10月15日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「会員等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする会員等は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明 に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする会員等は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を本団体へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を

実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要件

会員等が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本会は第4に掲げる審査により認定する会員等（以下「認定会員等」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定会員等として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定会員等は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定会員等は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本会へ報告する。
- 2 本会は、認定会員等らの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

本会は、必要に応じて、認定会員等による合法木材・発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定森林組合は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 本会は、認定会員等が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、会員名等を本会のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員等から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定会員等が事業者認定の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定会員等に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成24年10月15日から施行する。

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する 木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

新潟県森林組合連合会 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添1）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

新潟県森林組合連合会 様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添1】

分別管理及び書類管理方針書

〇〇森林組合
平成 年 月 日作成

本方針書は、新潟県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年8月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当森林組合において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名又は役職名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、合法木材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 合法木材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】

事業者認定書

平成 年 月 日

様

新潟県森林組合連合会

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、本会の合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

その他 :

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】（合法性・持続可能性の証明及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における証明書の場合）

番 号
平成 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供 する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇森林組合
新森合認第〇〇号

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹種
2. 数量
3. その他必要事項

注1 上述1～4の項目に○で明記すること。

注2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】

取り扱う木材・木製品の主要品目・年間取扱量

森林組合
単位

平成
m³

年度実績

区 分	名 称	数 量		備 考
原 木	間 伐 材			
	一般素材(県内産)			
	一般素材(県外産)			
	パ ル プ 材			
	外 材 原 木			
	木質バイオマス			発電用・間伐材等
	木質バイオマス			発電用
小 計				
製 品	製材品(県内産)			
	製材品(県外産)			
	外 材 製 品			
	小 径 木 加 工 品			
	杭 木 等			
	オ ガ 粉			
	木質バイオマスチップ			発電用・間伐材等
	木質バイオマスチップ			発電用
小 計				
合 計				

原木(素材)の取扱量は、組合による素材生産量と外部仕入を合計した入荷量として下さい

製品の取扱量は、組合生産と外部仕入の合計出荷量として下さい

単位はすべてm³として下さい

欄が不足のときは適宜挿入してください

【別記5】

会員の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

新潟県森林組合連合会

貴森林組合については、平成 年 月 日付けで認定会員として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領第十の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由 :